

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊武山駐屯地
第407会計隊長 宇田 悟



一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

空調機及び発動発電機借上役務 仕様書のとおり

(2) 履行期限 令和3年7月12日～令和3年8月16日

(3) 履行場所 陸上自衛隊武山駐屯地

2 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成31・32・33年度の全庁統一資格において「役務の提供等」の等級が「D」以上に格付けられ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。(協力業者を含む)

(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 武山駐屯地 第407会計隊 契約班

陸上自衛隊 座間駐屯地 第441会計隊 契約班

陸上自衛隊 久里浜駐屯地 通信学校会計課 契約班

防衛大学校 総務部会計課 経理室

海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部契約課

横須賀商工会議所

東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札日時及び場所

(1) 日 時 令和3年7月2日 金 10時30分

(2) 会 場 陸上自衛隊 武山駐屯地 諸隊教場(北1号隊舎1階)

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金： 免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金： 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、落札金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償： 遅延部分1日につき、落札金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札。

(2) 電報、電話、ファックス等による入札。

(3) 郵便等による入札で、会計隊又は業務隊総務科に下記期限までに未着のもの。

(4) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合。

(5) その他入札に関する条件に違反した場合。

(6) 入札後契約締結するまでの間に、都道府県から暴力団関係者として防衛省が発注する役務等から排除するよう申請があり、当該状態が継続してしている者による入札。

7 落札決定方法

(1) 総額による。

(2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 1回の入札で落札決定できない場合は、直ちに再度入札を実施する場合がある。細部については、別示する。

(5) 落札金額は、入札書に記載された金額に消費税額を加えた金額を落札金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約書」の様式により契約書を作成し、提出するものとする。

尚、契約金額が50万円以上の場合には請書を、150万円以上の場合には契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は令和3年6月30日(水)16時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) 入札書には、「公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を記入するものとする。
- (3) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (4) 第2項(3)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 本件入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 令和3年7月9日(金)10時30分
イ 場所: 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地 諸隊教場(北1号隊舎1階)
- (7) 郵便入札により参加する場合は令和3年7月1日(木)16時00分までを期限とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して輸送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 本件事項に関する問い合わせ先
連絡先 : 〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊 武山駐屯地
第407会計隊 契約班 担当 ツムラヤ 電話:046-856-1291(内線347)

| | |
|-------|-------------|
| 仕様書番号 | R3-23 |
| 作成年月日 | 令和3年6月15日 |
| 作成部隊名 | 武山駐屯地業務隊管理科 |

空調機及び発動発電機借上役務

陸上自衛隊 武山駐屯地

共 通 仕 様 書

1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地への窓用空調機及び、50KVA発動発電機借上に要する業務に適用する。

2 受注者の負担の範囲

(1) 作業の実施に必要な電気、水道等の使用に係わる費用は、原則受注者側の負担とする。なお、部隊内施設の電気、水道等を使用する場合は、あらかじめ官側と調整し、指示を受けること。

(2) 作業に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。

(3) 作業に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

3 役務写真

役務写真は、着手前、作業中、完成後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、その他係官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理して提出する。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において明記なき事項等が生じた場合は、その都度、官側と協議をする。

5 関係法令等の遵守

作業の実施に当たり、適用を受ける関係法令等及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

6 施設への損傷

作業に際し、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任(負担)において原状復帰する。

7 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき下記書類を提出する。

- ・現場代理人通知書、役務開始届、予定工程表、作業日誌、作業打合せ簿、役務完了届
- ・その他官側が指示したもの

特記仕様書

1 件名

空調機及び発電機借上役務

2 場所

神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地

3 借上期間

(1) 令和3年7月12日(月)～8月16日(月)

(2) 借上器材の搬入、搬出は次のとおりとする。

ア 器材搬入時期：令和3年7月11日(日)までに搬入・設置完了すること。

イ 器材搬出時期：令和3年8月17日(火)以降に撤去・搬出開始とする。

ウ 器材の搬出は令和3年8月20日(金)までに完了すること。

4 借上器材

(1) 窓用空調機

| 品名 | 規格(参考) | 数量 | 備考 |
|-------|-----------------|-----|-----------------|
| 窓用空調機 | ㈱コロナ 型式CWH-189R | 10台 | 8 建物平面図に示す居室に設置 |

(2) AC用分電盤

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|--------|--------------|----|-------|
| AC用分電盤 | M75:20A×10回路 | 2面 | 取付架台付 |

(3) 発電機

| 品名 | 発電機容量 (50Hz) | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----|-----------------|-------------------|----|------------------|
| 発電機 | 50KVA | 1φ3W 100V/200V | 1基 | 7 駐屯地配置図に示す場所に設置 |

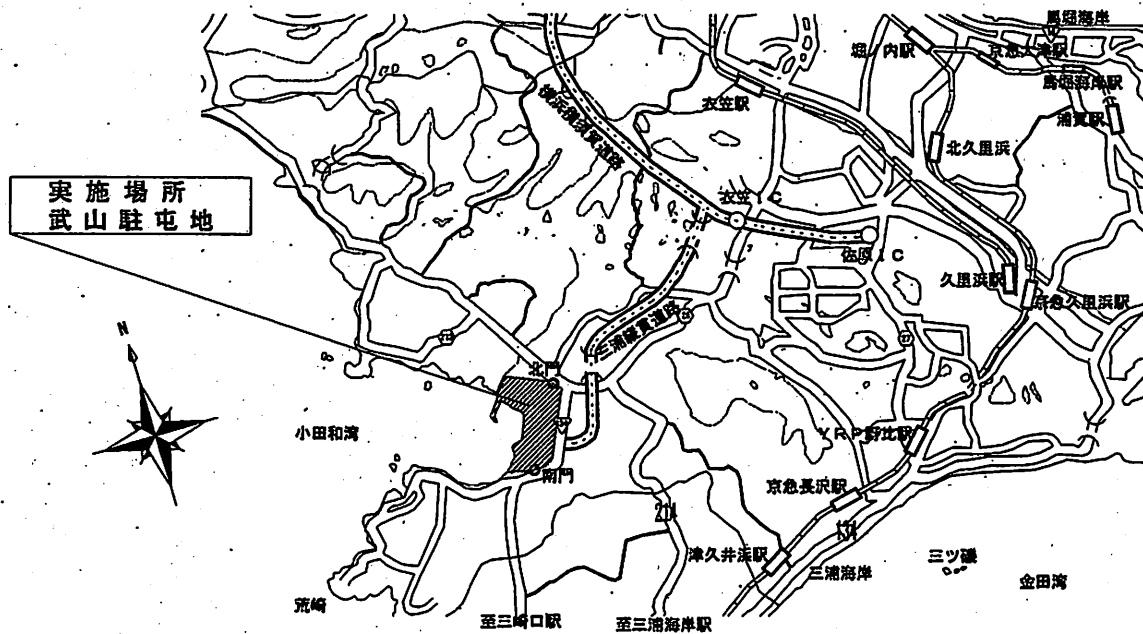
(4) 電気配線

発電機から分電盤、分電盤から各居室①～⑧までの資材(電線ケーブル、コンセント等)は請負者が設置する。

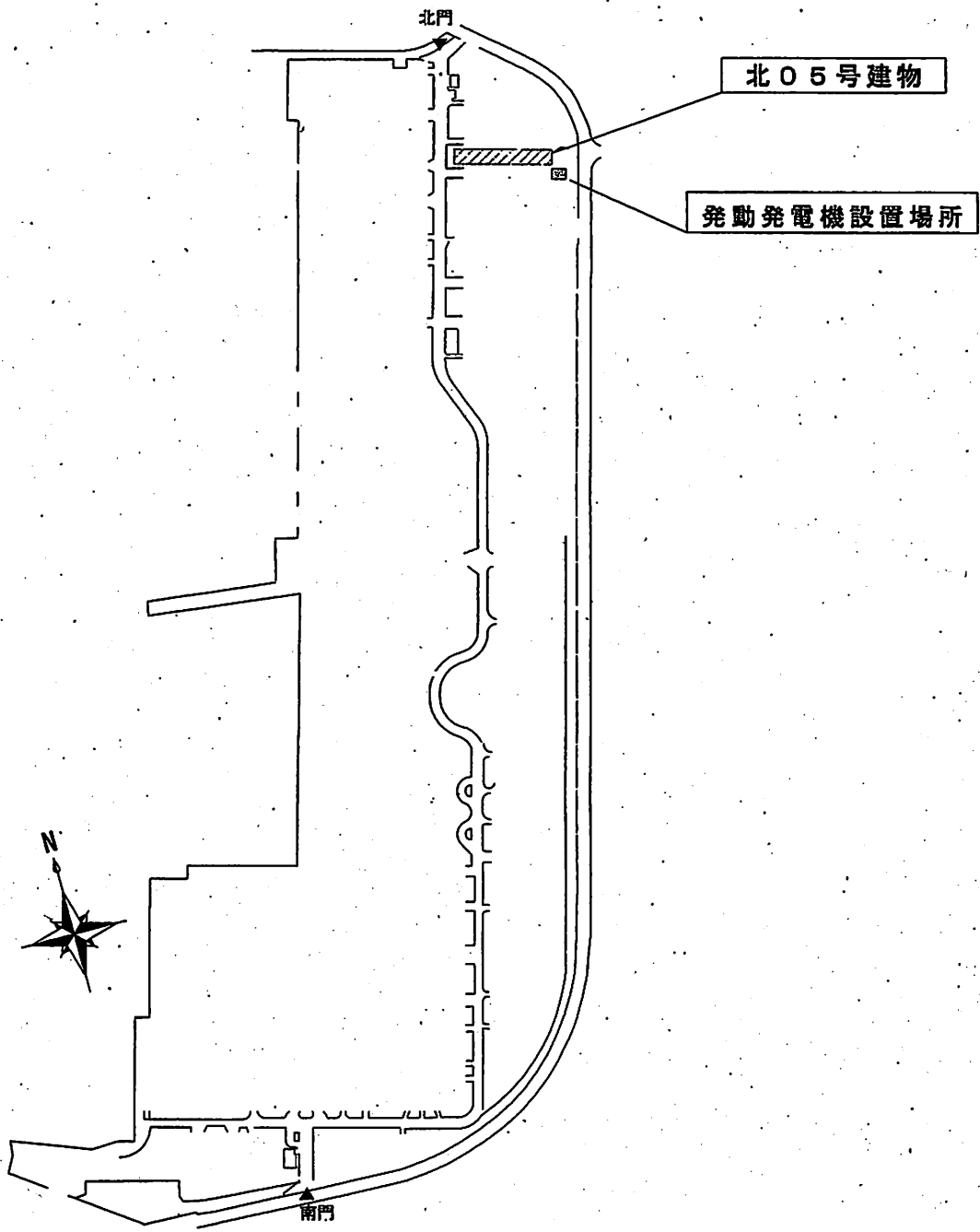
5 作業の範囲

- (1) 借上器材の搬出入は駐屯地内の官側の指示する箇所とし、請負者の責任において設置する。
- (2) 借上器材の設置要領は次による。
 - ア 屋外の官側の指定する位置へ発動発電機を据え付ける。
 - イ 発動発電機と窓用空調機の間への接続用ケーブルを敷設する。
接続用ケーブルはころがし配線とし、露出部は保護管等による安全対策をする。
 - ウ 既設建物、各居室への配線の引込みは、扉の開閉、施錠が行えるようにする。
 - エ 既設受電盤との接続は有資格者が行うこと。
 - オ 借上器材設置に伴い官側の施設に加工等を行う場合は、官側の承認を受けるものとする。また、借上器材撤去後、現状復旧するものとする。
- (3) 発動発電機の使用に係る燃料は官側にて補給する。
- (4) 官側の責によらない借上器材の故障が起こった場合は、早急に修理もしくは代替え処置を行うこと。

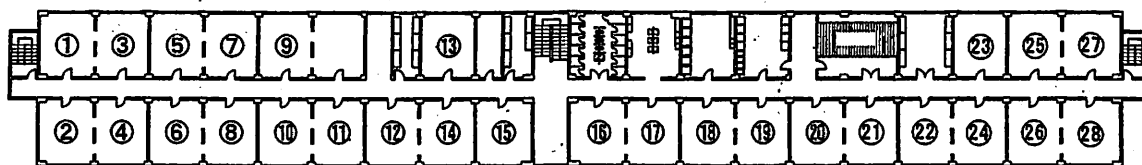
6 案内図



7 駐屯地配置図



8 建物平面図



※①～⑩居室に窓用空調機設置する。

北05号建物4階平面図